

居宅介護支援事業 重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1 担当する介護支援専門員

担当者 菊地 愛

連絡先 : 0479-82-3911 080-5887-3433 (月～土曜日、12/30～1/3 を除く)

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 運営の目的と方針

要介護状態にあるご利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3 居宅介護支援事業所の概要

一 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター 三愛
所在地	千葉県山武郡横芝光町栗山 2700
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (千葉県 第 1279100166 号)
サービスを提供する実施地域※	山武郡横芝光町・山武郡九十九里町・ 山武郡芝山町・山武市・匝瑳市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

二 事業所の職員体制

職種	職務	人員数
管理者	事務所管理全般及び 介護支援業務の兼務	1名
介護支援専門員	介護支援 (ケアプラン作成)	1名

三 営業時間

月～土曜日 午前9時から午後6時まで
(日曜日・12月30日～1月3日は休業)

四 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	全社協アセスメントを使用し、標準課題項目に準じて最低月1回はご利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上の為必要な研修に計画的に参加

4 当事業所の法人概要

法人名・代表者	東和福祉会 理事長 芝田 中
所在地	〒272-0014 千葉県市川市田尻 5-15-9
法人種別	社会福祉法人

5 利用料金

一 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

なお、プラン作成後に月途中での契約解除の申し出がある場合につきましては、介護報酬を全額自己負担していただきます。

要介護1・2	1,086単位(10,860円) / 1カ月
要介護3・4・5	1,411単位(14,110円) / 1カ月

二 その他の加算内容

初回加算	300 単位 (3,000 円) /月
入院時情報連携加算 I	250 単位 (2,500 円) /月
入院時情報連携加算 II	200 単位 (2,000 円) /月
退院・退所加算	600 単位 (6,000 円) /回
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200 単位 (2,000 円) /回
通院時情報連携加算	50 単位 (500 円) /月

三 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

対象地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。居宅介護支援契約書をご確認ください。

四 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます。

月途中以外での解約に対しては、一切ご負担はありません。

6 サービス提供時の緊急時等対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

一 緊急時における確認事項

1	連絡先氏名： 電話番号：
2	連絡先氏名： 電話番号：

二 かかりつけ医

医療機関名	
主治医名	

7 主治の意思および医療機関等との連絡

事業者はご利用者の主治の意思および関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。そのことでご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことの目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。

- 一 ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願い致します。
- 二 入院時にはご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きます様お願いいたします。

8 サービス内容に関する苦情

一 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

苦情担当者名	管理者 菊地 愛
連絡先	電話：0479-82-3911 携帯：080-5887-3433 FAX：0479-82-3112
受付時間	午前9時～午後6時

二 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

三 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者より対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

四 その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

	担当部署名	住所 電話・FAX
○	千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 電話：043-254-7428 FAX：043-254-7401
○	第三者委員	俵 好子 加藤 みよ子
	横芝光町 福祉課	〒289-1793 山武郡横芝光町宮川11902番地 電話：0479-84-1257 FAX：0479-84-2713
	芝山町 福祉保健課	〒289-1692 山武郡芝山町小池992番地 電話：0479-84-1257 FAX：0479-77-0871
	九十九里町 健康福祉課	〒283-0195 山武郡九十九里町片貝4099番地 電話：0475-70-3184 FAX：0475-76-7541
	山武市 高齢者福祉課 介護保険係	〒289-1362 山武市殿台296番地 電話：0475-80-2641 FAX：0475-82-2107
	匝瑳市 高齢者支援課	〒289-2198 匝瑳市八日市場八793番地2 電話：0479-73-0033 FAX：0479-72-1116

9 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無にかかわらず、サービス提供の過程において発生したご利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記の通りの対応を致します。

一 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

二 処理経過及び再発防止策の報告

事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

10 他機関との各種会議等

- 一 ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する者について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」および「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- 二 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

11 秘密の保持

- 一 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 二 事業者は、ご利用者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者の個人情報を用いません。
- 三 事業者は、ご利用者のご家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該ご家族の個人情報を用いません。

12 利用者自身によるサービスの選択と同意

- 一 ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。ご利用者は居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を掲示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者および当該サービス担当者との合意を図ります。
- 二 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1カ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせて頂き、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、ご利用者への支援を実施します。その際に把握したご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

1 3 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を概ね6月に1回以上開催します。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- 三 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 5 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- 一 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催します。
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- 三 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- 四 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたりご利用者に上記の通り重要事項、重要事項別紙を説明しました。この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面及び重要事項説明書別紙に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

所在地 千葉県山武郡横芝光町2700番地

名称 社会福祉法人 東和福祉社会

ケアプランセンター 三愛

説明者 菊地 愛 印

私は、本書面の交付により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意ました。

【利用者】

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

(本人との関係)